

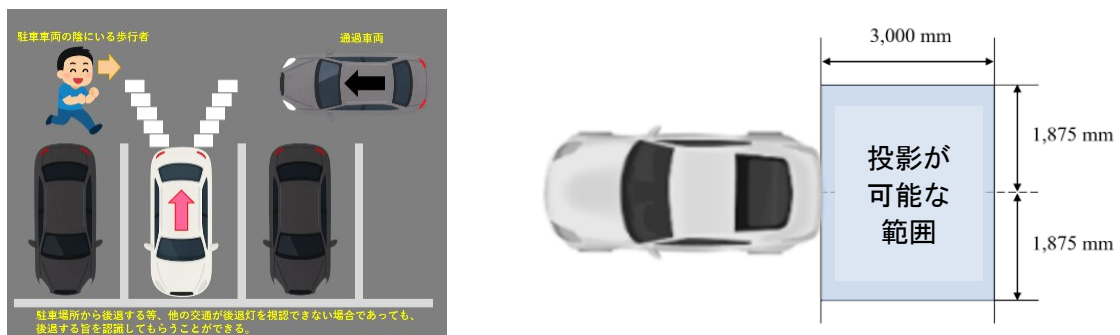
車両後退表示投影装置について（UN-R48 及び UN-R148 関係）

● 適用範囲

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

● 改正概要

- 自動車には、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すものとして、後退灯を備えなければならないこととされている。
- 今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第197回において、自動車の後退を歩行者、自転車利用者及び他の車両に報知することについて後退灯を補うものとして自動車の後面に備える車両後退表示投影装置の技術要件が新たに制定されたことを踏まえ、同規則に基づく認証の相互承認を可能とするとともに、同規則の技術要件を保安基準に導入するため、所要の改正を行う。
- 車両後退表示投影装置を備える場合にあっては、UN-R48 及び UN-R148 で定める要件に適合したものでなければならないこととする。主な要件は以下のとおり。
 - 作動条件：後退灯の点灯時
 - 色・形状等：1個以上の白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（下図参照）
 - 投影可能な範囲：自動車後方の路面の一定範囲（下図参照）
 - 光度：路面上の表示の光度は12,000cd以下。ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000cd以下に低減。



車両後退表示投影装置の作動イメージと投影される位置

● 改正及び適用の時期（予定）

令和8年6月